

申請書のほかに必要となる書類

1 生業扶助受給世帯の高校生等

○在学証明書

→ 7月1日現在の在籍を証明

○口座振込申出書または委任状

→ ・諸納金との相殺を行わない場合は口座振込申出書
相殺を行う場合は委任状

○生活保護受給証明書

→ ・続柄の記載があるもの、居住地の福祉事務所が発行するもの
・7月1日以降に発行され、生業扶助の受給の記載があるもの

○通帳の写し

→ ・口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページのコピー
・(県内県立高校及び市立高校のみ)口座名義が申請者名であり、校納金の引き落とし口座と同一の場合は不要

2 第1子の高校生等（1を除く道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の高校生等（通信制高校に在籍するの高校生等を含む））

○在学証明書

→ 7月1日現在の在籍を証明

○口座振込申出書または委任状

→ ・諸納金との相殺を行わない場合は口座振込申出書
相殺を行う場合は委任状

○住民票謄本

→ ・申請者（保護者）の住民票謄本（筆頭者および続柄の記載があるもの）、居住地の市町が発行するもの
・7月1日以降に発行されたものであること
※個人番号が記載されている場合は、該当部分を復元できない程度にマスキングを施すこと

○通帳の写し

→ ・口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページのコピー
・(県内県立高校及び市立高校のみ)口座名義が申請者名であり、校納金の引き落とし口座と同一の場合は不要

3

第2子以降の高校生等（**1**を除く道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の高校生等で、7月1日の年齢が15歳以上23歳未満（中学生を除く）の兄・姉がいる高校生等）

○在学証明書

→ 7月1日現在の在籍を証明

○口座振込申出書または委任状

→ ・諸納金との相殺を行わない場合は口座振込申出書
相殺を行う場合は委任状

○住民票謄本

→ ・申請者（保護者）の住民票謄本（筆頭者および続柄の記載があるもの）、居住地の市町が発行するもの
・7月1日以降に発行されたものであること
※個人番号が記載されている場合は、該当部分を復元できない程度にマスキングを施すこと

○扶養誓約書（第1号様式）

※住民票に高校生本人の兄・姉（15～23歳）が記載されているか確認し、記載がない場合には、住民票（除票）を提出してください。なお、住民票（除票）を取得される際、自治体によっては、本人自著による委任状等が必要となる場合がありますのでご注意ください。

※住民票（除票）についても、筆頭者および続柄の記載があるものを提出してください。

○通帳の写し

→ ・口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページのコピー
・（県内県立高校及び市立高校のみ）口座名義が申請者名であり、校納金の引き落とし口座と同一の場合は不要

<留意点等>

- ※ 配偶者控除があっても保護者全員分の申告が必要ですので、申請前に申告を済ませてください。
- ※ 扶養状況を確認するために、**上記以外の書類の提出を求めています。**
- ※ **高校生本人の兄や姉に23歳以上の高校生がいる場合は、その旨申し出てください。**
- ※ 本申請においては、消せるボールペンは使用不可とします。